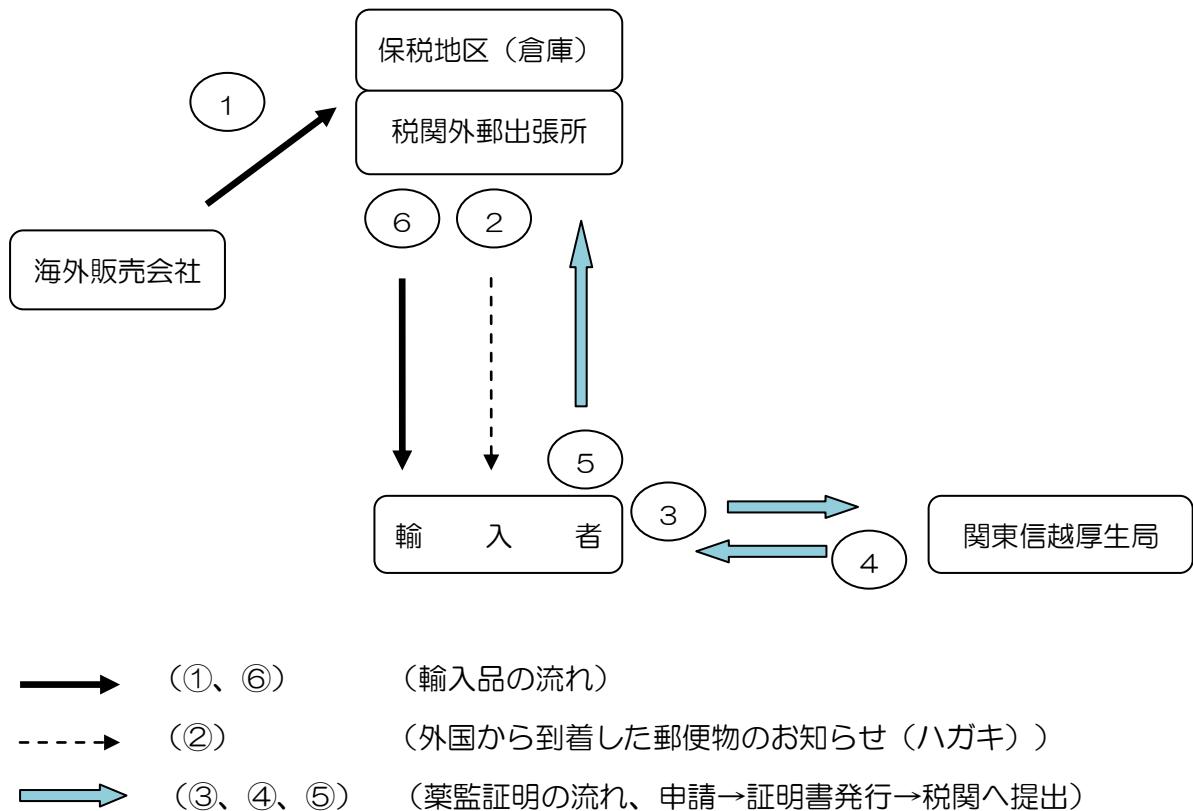


輸入通関手続きのフロー図

例1) 国際郵便を利用して輸入した場合



ア) 薬監証明を必要としない場合

別に掲載している「1. 医薬品等の輸入について」の中の、2. 海外から輸入する医薬品等について の ③のア) とイ) に該当する場合 又は 4. 薬監証明の必要性を判断すると の ①に該当する場合

●上記の図の ①、⑥ の順になります。

●税関（外郵出張所）で「2. 海外から輸入する医薬品等について」の ③のア) とイ) などに該当することが確認できた場合は、輸入品は輸入者へ郵送されます。

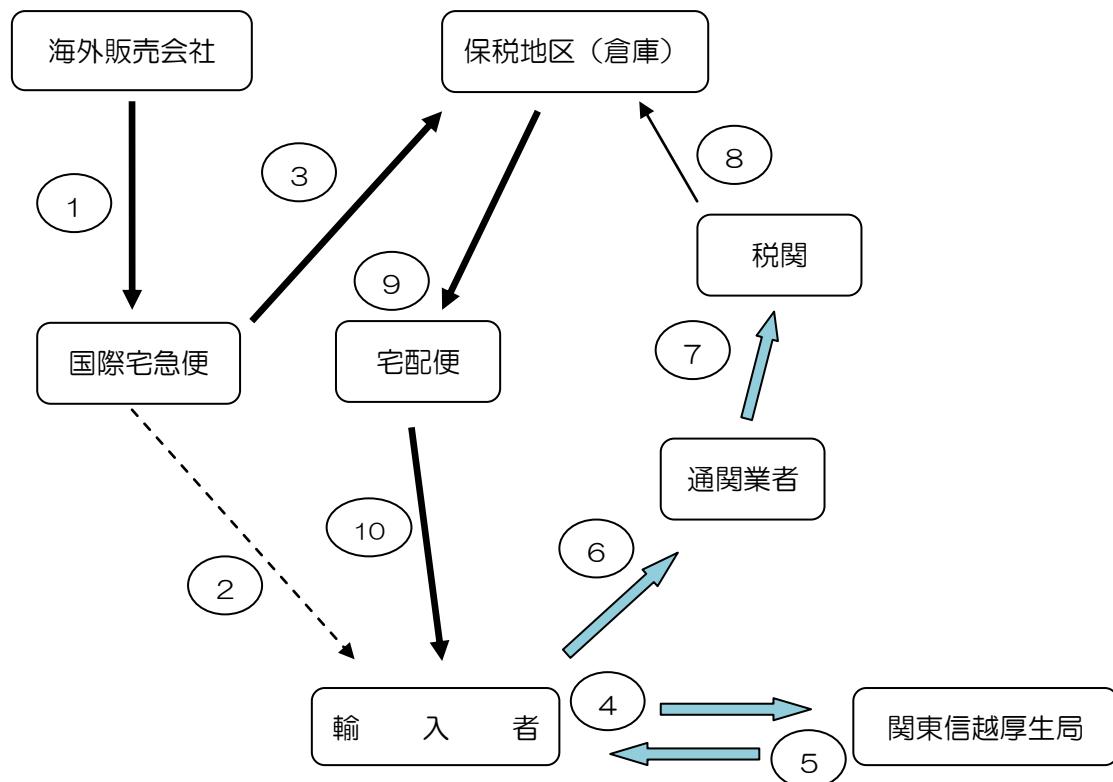
イ) 薬監証明を必要とする場合

別に掲載している「1. 医薬品等の輸入について」の中の、2. 海外から輸入する医薬品等について の ②に該当する場合 又は 4. 薬監証明の必要性を判断すると の ②に該当する場合

●上記の図の ① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥ の順になります。

- 税関（外郵出張所）で「2. 海外から輸入する医薬品等について」の②などに該当すると判断された場合は、
- 輸入品は、保税地区（倉庫）に留め置かれて、税関（外郵出張所）から「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」というハガキが輸入者に送付されます。
- そこには「あなたの郵便物には、医薬品医療機器等法に該当すると思われる物品がありますので、必要な書類を提出してください。」などの連絡事項が記載されています。
- そのハガキの意味するところは、薬監証明を取得するなどの対応がなければ、輸入品を通関させることができないということです。
- 輸入者は、関東信越厚生局に薬監証明の申請をし、薬監証明の交付を受けます。
- 輸入者は、税関（外郵出張所）に薬監証明を提出し、受理された後、輸入者に輸入品が郵送されます。

例2) 国際宅配便、通関業者を利用して輸入した場合



➡ (④、⑤、⑥、⑦) (薬監証明の流れ、申請→証明書発行→税関へ提出)

ア) 薬監証明を必要としない場合

別に掲載している「1. 医薬品等の輸入について」の中の、2. 海外から輸入する医薬品等についての ③のア) とイ) に該当する場合 又は 4. 薬監証明の必要性を判断すると の ①に該当する場合

- 上記の図の ① → ③ → ⑨ → ⑩ の順になります。
- 輸入品が「2. 海外から輸入する医薬品等について」の ③のア) とイ) などに該当する場合は、輸入品は輸入者へ配送されます。

イ) 薬監証明を必要とする場合

別に掲載している「1. 医薬品等の輸入について」の中の、2. 海外から輸入する医薬品等についての ②に該当する場合 又は 4. 薬監証明の必要性を判断すると の ②に該当する場合

- 上記の図の ① → ②③ → ④ → ⑤ → ⑥ → ⑦ → ⑧ → ⑨ → ⑩ の順になります。
- 輸入品が「2. 海外から輸入する医薬品等について」の ② などに該当する場合は、
 - 輸入品は、保税地区（倉庫）に留め置かれて、国際宅配便業者は輸入者に薬監証明の手続きをするように連絡します。
 - その連絡を受けて、輸入者は関東信越厚生局に薬監証明の申請をし、証明書が交付されたのち、その薬監証明を通関業者に提出します。通関業者は、薬監証明を含む書類を輸入申告書として税関に提出します。
 - 税関では、輸入申告書の内容等を確認後、輸入の許可をします。
 - 許可後、輸入品は、宅配便で輸入者へ配送されます。

薬監証明の交付できるエリア

- 関東信越厚生局：函館税関、東京税関、横浜税関で通関されるもの
- 近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関で通関されるもの
- 九州厚生局沖縄麻薬取締支所：沖縄地区税関で通関されるもの